

EC指令とCEマーキング

CEマークとはEC指令に適合している製品に貼付する事により、製品の品質、安全性の証明となりEU（欧州連合）域内で国境を越える商品の自由な流通を保証しようとするものです。

機械製品に対する該当指令（EC指令）と実施時期

通常の機械製品が該当する指令は以下の3つです。

EC指令	内容	対象	指令の内容
機械指令 Machinery Directive		部品の集合体で可動部のあるもの。 (産業用機械が中心)	機械の安全上の本質的な要件を規定したもの。 危険が主に電気的原因によって発生するような機械は低電圧に関する要求事項に合わせる事。
低電圧指令 Low Voltage Directive		50 ~ 1000V AC 75 ~ 1500V DC の電源で駆動する製品	規格に適合したもののみ販売に供してもよい。
EMC指令 Electromagnetic Compatibility Directive 電磁的両立性		電波妨害を発生する（電磁波放射）恐れのある、又は周囲の電波によって機能に障害を発生する恐れのあるすべての種類の製品	EMI：外部へ電磁妨害を出さない。 EMS：外部からの電磁妨害に耐える。

主な指令に対するCEマーキング執行の移行期間及び強制期日

EC指令	西暦	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
機械指令 89/392/EEC 原指令 91/368/EEC 改訂 93/44/EEC 改訂					1/1		1/1								
					移行 強制										
EMC指令 89/336/EEC 原指令 92/31/EEC 改訂				1/1				1/1							
					移行 強制										
低電圧指令 73/23/EEC 原指令 93/68/EEC 改訂							1/1		1/1						

弊社ギヤモータのEC指令とCEマーキングへの対応

EC指令中、誘導モータに関係する機械指令（95年1月発令）と低電圧指令（97年1月発令CEマーキング貼付）に適合します。
尚、EMC指令（96年1月発令）は、誘導モータでは対象外となります。



CEマーキングモータの標準仕様

電源 : 0.1kW ~ 4kW 230/400V 50Hz 電源共用直入始動
5.5kW以上 400V 50Hz 入一 始動可能

絶縁 : 0.1kW ~ 0.4kW E種
0.75kW以上 B種

時間定格 : 連続

特性 : IEC34-1

保護方式 : IP54 (ブレーキ無) IP44 (ブレーキ付)

端子箱 : (材質) 5.5kW以下: アルミ製 (PG16ネジ×2ヶ)
7.5kW以上: 鋳物製 (PG21ネジ×2ヶ)
(仕様) 端子台式 (6本端子 ヨーロッパ方式)
アース端子付

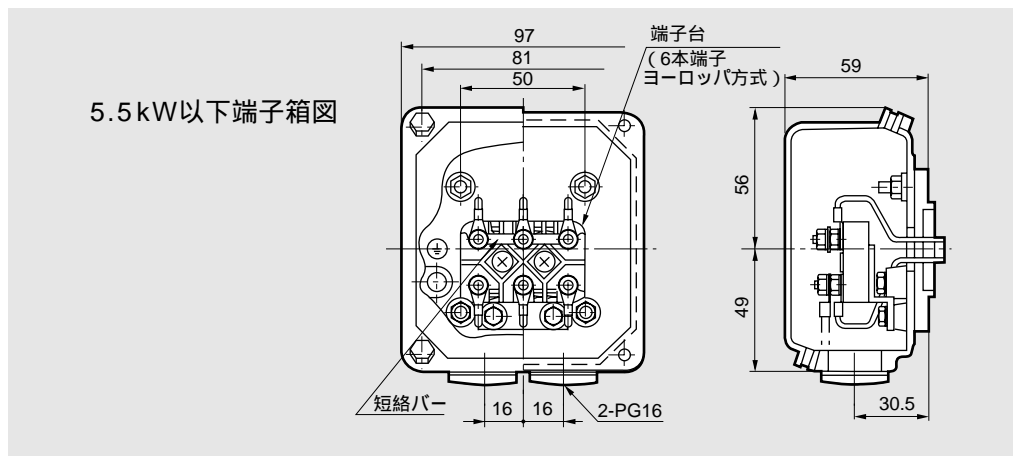
ヨーロッパサイズ電線管 (PGネジ) 日本標準の電線管PFネジと異なります。

絶縁 : 絶縁の沿面距離、空間距離はIEC規格通り

外形寸法 : 端子箱部分以外は標準品と同一

TUVテストレポート取得 : 代表機種: 0.75kW×4P 230V/400V でテストレポート取得済み (96年10月)
CEマーキングモータはこの代表機種に準じて製作されます。

適合宣言書 : CEマーキングに必要な適合宣言書 “ Declaration of Conformity ” を用意しています。



CEマーキングモータの製作範囲

三相誘導モータ

入力容量記号	230/400V 電源共用														400V			
	01	012	018	02	03	04	05	08	1	1H	2	3	4	5	6	8	10	15
kW×4P	(0.1)	0.12	0.18	(0.2)	0.25	0.37	(0.4)	0.55	0.75	1.1	1.5	2.2	3	(3.7)	4	5.5	7.5	11
枠番	F63S		F63M			F71M		F80S	F80M	F90S	F90L	F100L	F112S	F112M		F132S	F132M	F160M

・上表の () 外のkWがヨーロッパ標準のkWです。() 内のkWが日本他でのみ使用されているものです。

・ヨーロッパ標準kWを推奨しますが、() 内kWにも対応します。

三相 200V/50Hz、200V/60Hz、220V/60Hz

三相 400V/50Hz、400V/60Hz、440V/60Hz

三相 380V/50Hz、三相 415V/50Hz

上記以外のkW、電源仕様の製作は都度ご照会ください。